

R7 燕市立分水中学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長を支える。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技・バスケットボール（男女）・卓球(男女)・ソフトテニス(男女)・バレーボール（男女）・野球・総合文化・吹奏楽

(2) 活動時間及び日数について

① 活動時間 学期中 平日 2 時間程度 活動終了時間 17:30 完全下校時間 17:40

週休日等 3 時間程度（練習試合や大会等を除く）

長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度（練習試合や大会等を除く）

② 休養日 週当たり 2 日以上 of 休養日（平日 1 日以上、週休日等 1 日以上）を設けることを原則とし、年間で 100 日以上 of 休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てる（別紙「部活動年間活動計画（休養日設定確認表）」による）

③ その他

- ・定期テスト 5 日前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・練習試合や大会等で週休日に活動が続いたり、活動時間が 3 時間以上になったりした場合、その後休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。
- ・部活動の活動延長については、大会前 2 週間程度実施可能とし、活動延長時間は最大 30 分とする。原則、中体連主催の大会に限り活動延長を認めるが、その他の大会については校長と相談する。
- ・朝練習は、原則禁止とする。ただし、大会前等でやむを得ず行う場合は、1 日の活動時間に含める。その際、活動時間は最大で 7:30～8:00 とする。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

① 県中体連主催、共催、後援の大会とする。

② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について（言葉による体罰もある）

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 部活動指導員等との連携について

部活動顧問は、部活動指導員や外部指導者（スポーツエキスパート、地域ボランティア）と部活動の位置付けや教育的意義、指導方針や練習メニューなどについて話し合い、共通理解をしたうえで指導を行う。

(3) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。